

課 長	課長代理	係 長	管理係長	係	起 案 日	令和	年	月	日
					決 済 日	令和	年	月	日

令和 年 月 日

高 石 市 長 殿

TEL

工 事 場 所	高石市	丁 目	番	地 先
---------	-----	-----	---	-----

工 事 目 的			
---------	--	--	--

工 事 内 容				
	幅	延 長	面 積	種別

	m	m	m^2	
--	-----	-----	-------	--

--	--	--	--	--

--	--	--	--	--

--	--	--	--	--

--	--	--	--	--

工 事 期 間(予定)	許 可 日 から令和 年 月 日まで
-------------	--------------------

復旧方法		受付印
------	--	-----

工事実施の方法	
---------	--

添付書類	位置図、地籍図(写し)、土地登記簿謄本、境界確定図(写し) 現況平面図、現況断面図、工作物構造図(平面図・断面図)、求積図 現況写真、工事仕様書、利害関係者の同意書、その他必要書類
------	--

備考	該当する番号を○で囲み、各欄に必要な事項を記入すること。	
----	------------------------------	--

	許 可 日	令和 年 月 日
--	-------	-------------------------

[illegible]

保 証 人

住所

氏名

連絡先 TEL

(様式第4号)

变更

高 石 市 長 殿

TEL

工 事 場 所	高石市	丁 目	番	地 先
名 称	1、里道敷 2、水路敷 3、その他()			
工 事 目 的				
工 事 内 容	工 事 (掘 削) 員 数			復旧 種別
	幅	延 長	面 積	
	m	m	m ²	
工 事 期 間(予定)	許 可 日 から令和 年 月 日まで			
復 旧 方 法				
工事実施の方法				
添 付 書 類	位置図、地籍図(写し)、土地登記簿謄本、境界確定図(写し) 現況平面図、現況断面図、工作物構造図(平面図・断面図)、求積図 現況写真、工事仕様書、利害関係者の同意書、その他必要書類			
備 考	該当する番号を○で囲み、各欄に必要な事項を記入すること。			

上記の申請については、次の条件を付けて許可する。

印

条 件

1. 高石市法定外公共物管理条例及び施行規則を遵守すること。
2. 法定外公共物管理上又は法定外公共物に関する工事のため、当市において必要と認めた場合は、本許可について、条件を増減し、又は変更もしくは取り消しし、無償で工作物の撤去又は位置の変更を命ずることがある。これにより損害が生じる場合があってもその賠償を請求することができない。
3. 次の各号の一に該当するときは、その事実を証する書面を添えて、遅滞なく市長に届け出ること。
 - (1) 氏名(法人にあたっては、その名称及び代表者の氏名)又は、住所(法人にあたっては、その所在地変更したとき。
 - (2) 法人が合併したとき。
 - (3) 相続により占有を継承したとき。
4. 法定外公共物に関する占有又は工事については、次の各号に掲げるところによらなければならない。
 - (1) 「許可書」又はその写しを現場責任者に携帯させ、本市係員が要求したときは、これを提示すること。
 - (2) 必要があれば、道路における危険防止その他の安全について、所轄警察署長と協議のこと。
 - (3) 着工前に試掘等により地下埋設物件を把握し、それらの管理者と保安対策について十分に打ち合わせて、事故の発生を防止すること。
 - (4) 地元住民に工事説明を充分行ったうえで着工すること。
 - (5) 路面の排水を妨げない措置を講ずること。
 - (6) 工事中は、原則として道路の一方は常に通行を確保すること。
 - (7) 工事用資材、残土等を路面上にたい積し、又は散乱させないこと。
 - (8) 道路管理用のプレート等(基準点・多角点・明示板・管理区域板)をやむを得ず撤去する場合は、市長に届け出、承認を得た後、速やかに復元すること。
 - (9) 一度の掘削範囲(延長)は、工法上可能な限りにおいて最小限にとどめ、埋設、埋め戻しを行い、次の掘削に移る逐次掘削方法をとること。ただし、工法上直ちに埋め戻す事が不適当な場合は、堅に、かつ周囲の路面と段差がないように覆工を施すこと。
 - (10) 埋め戻しは川砂又は海砂を使用し、数層に分けて段階的に確実に締め固めること。
 - (11) 工事施工にあたっては、見やすい位置に、予告(通行禁止の場合)標識を掲示し、保安対策に万全を期し、工事中は監督員を常駐させ、責任をもって現場管理を行うこと。
5. 本許可及び本許可に係る工事に起因して、発生した事故や苦情、又は第三者に損害を与えた場合は、直ちに市長に届け出るとともに、許可を受けた者の自己責任において処理解決し、その損害を賠償しなければならない。